

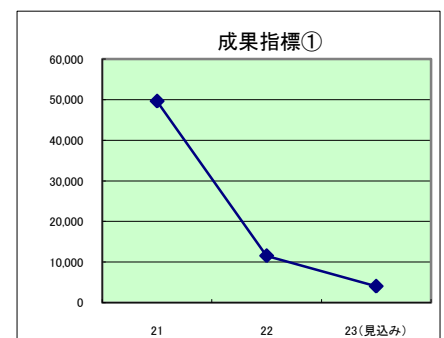
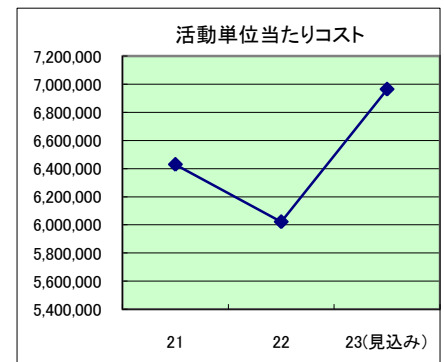
平成 23 年度 事務事業評価シート(平成 22 年度実施事業)

整理番号

保福総03

事務事業名		社会福祉協議会運営助成事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち	款	3	民生費	
	施策(節)	2	地域福祉	項	1	社会福祉費	
	施策の方向	(1)	市民による地域福祉活動の促進	目	2	社会福祉事業費	
	事業	5	社会福祉対策	事業	5	社会福祉対策	
関連する計画等				作成部署	保健福祉部福祉総務課		
対象(誰を・何を)				連絡先	072-958-1111 内線 1121		
事業の目的				羽曳野市社会福祉協議会			
意図(どういう状態にしたいのか)				積極的な活動の推進と組織の活性化を図る。			
事業の内容				地域福祉活動の中核的組織である羽曳野市社会福祉協議会に対する助成事業 地域福祉事業・在宅福祉事業・子育て支援事業など地域福祉の基盤作りやその活動支援強化に対する補助を行う。			
根拠法令等		羽曳野市社会福祉協議会助成金交付要綱					
事業開始時期		☒ 昭和 40 年開始 ☐ 明確にはわからない ☐ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている		終了年度		平成 年度	
事業開始時からの状況変化							
市民や議会の要望							
実施手法		☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☒ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先		☐ 市外郭団体委託 名称() ☐ 民間委託 ☐ その他		委託内容			

区 分		21年度	22年度	23年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		70,574	65,803	76,542
人件費【2】 (千円)		150	432	72
職員数	正規職員	0.02 人	0.06 人	0.01 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		70,724	66,235	76,614
財源内訳	国費 (千円)			
	府費 (千円)			
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	70,724	66,235	76,614
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		21年度	22年度	23年度(見込み)
① 社会福祉協議会正職員数	人	11	11	11
②				
③				
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)		6,429,455 円	6,021,364 円	6,964,909 円
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)		595 円	561 円	649 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	経常活動資金収支差額 (式)	千円	社協全体の活動についての収支である。	目標	48,000	50,000	達成率(%)	4,020
					実績	49,652	11,530	23.1%	
	②	(式)			目標			達成率(%)	
					実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	公益性のきわめて高い事業を担う社会福祉協議会への助成であり、助成は必要である。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	複雑化する福祉サービス、特に地域福祉分野に関しての市社会福祉協議会の活動は必要不可欠なものである。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☒	☐	☐	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	少ない経費で、効率的な運営が行われている。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	地域福祉を推し進めていくための中核的組織であり、その有効性は明確である。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☒	☐	☐	社会福祉協議会自体が市民の参加による団体でもあり、協働は広い範囲にわたって行われている。
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☒	☐	☐	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☒	☐	☐	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☒	☐	☐	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	助成により経営の安定化が図られており、目標が達成されている。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☐	☒	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☐	☒	☐	

担当 部局 評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☒ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	社会福祉法第109条に地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として定められ、市の福祉サービスを補完する社会福祉法人として、地域福祉の進展に果たす役割は今後益々大きくなっていくと思われる。	
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など)	
行 革 本 部 評 価	市の福祉サービスを補完し、迅速に対応するのが社会福祉協議会の大きな業務であり、多岐多様化する地域福祉活動の中核的組織であり、今後も適正かつ必要な助成を続けていくために、必要な協議を実施していく。	
	総合評価	評価理由・意見
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	